

# 運営指導における指導事項について



宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課



# 内容

- ① 指導とは（指導・監査）
- ② 指摘事項の傾向
- ③ 指摘事項の例
- ④ 注意事項



# ① 指導とは（指導・監査）



## 指導の目的

介護保険施設等に対し、**関係法令に定める基準、介護報酬の請求等が適正**に実施されるようその内容を**周知徹底**すること

### 指導

介護保険施設等への支援

#### 集団指導

…講習等の形式で  
実施するもの

#### 運営指導

…各施設を訪問して  
実施するもの

### 監査

重大な違反や報酬の不正請求が疑われる  
場合等を実施



# 運営指導の流れ

① 日程調整

② 実施通知の送付（県→事業所）

③ 書類の確認やヒアリングの実施

④ 結果通知の送付（県→事業所）

⑤ 改善報告書の提出（事業所→県）



## 監査

**重大な違反**や**報酬の不正請求**が疑われる場合等に実施



不正の事実が確認された場合

→指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止等の行政処分を行う。



## ② 指摘事項の傾向



## 令和5年度の指摘の傾向

### 運営基準

- ・内容及び手続きの説明及び同意
- ・サービス提供の記録
- ・個別介護計画の作成
- ・従業者の員数
- ・管理者
- ・利用料等の受領
- ・運営規程
- ・勤務体制の確保等
- ・非常災害対策
- ・秘密保持等
- ・苦情処理
- ・事故発生時の対応

### 報酬関係

- ・特定事業所加算
- ・個別機能訓練加算
- ・中重度者ケア体制加算
- ・サービス提供体制強化加算
- ・リハビリテーションマネジメント加算
- ・管理指導計画等



## ③指摘事項の例



## 指摘事項の例（内容及び手続の説明及び同意）

### 事例①

### 内容及び手続の説明及び同意

（例）

- ・ 重要事項説明書において、事故発生時の対応、苦情処理の体制についての記載がない。
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がない（訪問介護・通所介護のみ）。

重要事項説明書の記載内容は実態に即した内容としてください。



## 指摘事項の例（運営規程）

### 事例②

### 運営規程

- (例)
- ・運営規程において記載漏れ、記載内容の誤り、現状との相違（職員の職種、員数及び職務の内容等）がある。

運営規程の記載内容が実態に即していない場合、指摘事項となる可能性があります。  
また、令和6年度より、「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載が義務化されました。

➡ なお、運営規程を修正した後は、県へ変更届を速やかに提出してください。

【提出先】 福祉系サービス ⇒ **長寿介護課**

医療系サービス ⇒ **所管の保健所**



## 指摘事項の例（勤務体制の確保等）

### 事例③

### 勤務体制の確保等

(例)

- ・事業所ごとに従業員の勤務の体制が定められていない

例えば、訪問介護の場合、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨を明確にする必要があります。

## 指摘事項の例（秘密保持等）

### 事例④

### 秘密保持等

（例）

- ・ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。

利用者本人の同意だけでなく、利用者の家族の個人情報を用

➡ いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得る必要  
があります。

## 指摘事項の例（特定事業所加算）

### 事例⑤

### 特定事業所加算（訪問介護）

（例）

- ・ 計画的な研修の実施に当たっては、訪問介護員等又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。

➡ 個々人ごとに、研修の目標や内容、研修期間、実施時期等を定めた、研修計画を作成する必要があります。



## 指摘事項の例（特定事業所加算）

### 事例⑤

### 特定事業所加算（訪問介護）

（例）

- ・ サービス提供責任者は、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してからサービスを開始すること。また、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。

サービス提供責任者は、少なくとも「前回のサービス提供時の状況」を訪問介護職員等が、訪問介護へ行く度に文書等の確実な方法で伝達する必要があります。

また、訪問介護が終了する度に報告を受ける必要があります。14



## 指摘事項の例（中重度者ケア体制加算）

### 事例⑥

### 中重度者ケア体制加算（通所介護）

（例）

- ・専従の看護職員が配置されていなかったため、配置すること。

中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加えて、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要があるほか、利用者の要介護度の割合や看護職員の専従要件もあるため、毎月事業所内で要件を満たしているか、確認を行ってください。

## 指摘事項の例（サービス提供体制強化加算）

### 事例⑦

### サービス提供体制強化加算（通所介護）

（例）

- ・ 介護職員のうち介護福祉士の占める割合について加算の算定要件を満たしていない。

職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度  
（3月を除く。）の平均を用います。

そのため、当該加算を取得している場合は、要件を満たしているか、毎年度確認を行ってください。



## 指摘事項の例（サービス提供体制強化加算）

### 事例⑦

### サービス提供体制強化加算（通所介護）

加算	要件
加算（Ⅰ）	次のいずれかに適合すること （一） 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 （二） 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。
加算（Ⅱ）	指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
加算（Ⅲ）	次のいずれかに適合すること （一） 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 （二） 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。

※（Ⅰ）～（Ⅲ）全ての加算で、「定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと」が要件です。

## 指摘事項の例（個別機能訓練加算Ⅰ（□））

### 事例⑧

### 個別機能訓練加算Ⅰ（□）（通所介護）

（例）

- ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名しか確保できていない。

個別機能訓練加算Ⅰ（イ）の規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が1名以上配置されていない場合は、個別機能訓練加算Ⅰ（□）は算定できません。

# 指摘事項の例（個別機能訓練加算Ⅰ（イ）、Ⅰ（ロ））

## 事例⑧

### 個別機能訓練加算Ⅰ（イ）、Ⅰ（ロ）（通所介護）

要件	Ⅰ（イ）	Ⅰ（ロ）
(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。	○	○
(2) (1)に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。	×	○
(3) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。	○	○
(4) 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。	○	○
(5) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別の機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況とその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。	○	○
(6) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	○	○

## 指摘事項の例（リハビリテーションマネジメント加算）

### 事例⑨

リハビリテーションマネジメント加算（訪問・通所リハビリテーション）  
（例）

- ・リハビリテーション会議及び計画見直しを所定の頻度内で行っていない。

訪問リハについては3月に1回以上、通所リハについては、通所  
リハビリテーション計画の作成・同意を得た日の属する月から起  
算して6月以内の場合は1月に1回以上、6月を超えた場合は3  
月に1回以上の頻度で行う必要があります

## 指摘事項の例（管理指導計画等）

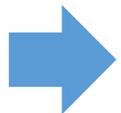
### 事例⑩

### 管理指導計画等（居宅療養管理指導）

（例）

- ・ 歯科衛生士が行う居宅療養管理指導において、管理指導計画を作成していない。

一部の居宅療養管理指導では、医師（歯科医師）の指示に基づく計画を作成しなければなりません。



- 薬局薬剤師 ⇒ 薬学的管理指導計画
- 管理栄養士 ⇒ 栄養ケア計画
- 歯科衛生士等 ⇒ 管理指導計画



## ④ 注意事項



## 注意事項（各加算について）

### 注意事項①

#### 各加算について

- ・ 加算の取得に当たっては、要件を満たしているか、随時確認を行ってください。

従業員の入れ替わりで人員配置の要件を満たしていない等、加算の要件を満たしていない状況が確認された場合、介護報酬の返還となります。



## 注意事項（令和6年度より義務化された事項）

### 注意事項②

### 令和6年度より義務化された事項

- ・令和6年度より義務化された事項について、確実な実施をお願いします。

特に、業務継続計画の策定及び虐待の防止については、適切に実施されていない場合、サービスによっては減算の対象となる場合があります。今年度の運営指導においても、未実施による減算を指摘した事例も発生していますので、ご留意ください。

